

「大阪市男女共同参画審議会」 公募委員募集

男女共同参画の推進に関する基本的な計画などについて、調査審議する「男女共同参画審議会」の公募委員を募集します。

締切り：令和7年5月30日（金）
（応募期間内消印有効）

【応募・問合せ】

大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL：06-6208-9156

大阪市では、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、大阪市男女共同参画推進条例を平成15年1月より施行しています。

この条例の基本理念に基づき、男女共同参画施策をより一層推進するため、基本計画を策定しており、令和3年3月に、第3次となる「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(計画期間:令和3年度～7年度)を策定しました。

第3次大阪市男女きらめき計画は、第2次大阪市男女きらめき計画の取組を継承し、男女共同参画及び女性の活躍推進の施策を一体的・総合的に推進するものであり、男女共同参画社会の実現をめざして、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安全で安心な暮らしの支援」「持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の3つを施策の柱として、取組を進めていくこととしています。

今後、この基本計画の進捗状況や重要事項について審議するため、このたび男女共同参画審議会の公募委員について募集します。

応募要項

- 1 対象：大阪市内に居住または通勤・通学しておられる方で、大阪市の附属機関の委員や大阪市職員でない方
- 2 公募委員数：2名
- 3 任期：令和7年8月20日から2年間
- 4 役割・報酬：6か月に1回程度、審議会に出席していただきます。審議会に出席していただいた場合は、報酬をお支払いします。
- 5 応募方法：「**男女共同参画社会の実現について、あなたが考えること**」をテーマにした作文(800字程度)と、別紙に住所(住所が大阪市内でない場合は、通勤先・通学先とその所在地も記載)、氏名、年齢、性別、電話番号、これまでの取組(NPO等団体活動、ボランティア活動、研究テーマ、その他)をご記入のうえ、郵送または電子メールでお送りください(FAXではお受けできません)。別紙応募用紙がございますので、ご利用ください。なお、記入項目を満たしていれば様式は自由です。

※応募用紙は、[大阪市ホームページ](https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000651681.html)からもダウンロードできます。

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000651681.html>

※大阪市の男女共同参画・女性活躍の取組については、[市民局ホームページ](https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-1-2-22-0-0-0-0-0-0.html)をご覧ください。

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-1-2-22-0-0-0-0-0-0.html>

※「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」については[市民局ホームページ](https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000532457.html)をご覧ください。

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000532457.html>

- 6 選 考：公募委員の選考は、いただいた応募書類をもとに行います（必要に応じて面接を行う場合があります）。結果については、後日、文書により通知させていただきます。なお、いただいた応募書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
- 7 締 切：**令和7年5月30日（金）消印有効**
- 8 応募・問合せ：大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課
〒530-8201 北区中之島1-3-20
TEL 06-6208-9156
FAX 06-6202-7073（問合せのみ対応）
Eメール danjokyoudousankaku@city.osaka.lg.jp
- 9 個人情報の取扱いについて：
提出いただいた氏名・住所・電話番号などの個人情報は、大阪市男女共同参画審議会公募委員の選考に関する業務にのみ使用し、他の業務には一切使用いたしません。なお、委員に就任いただいた方の氏名については公表いたしますのでご了承ください。

参考

大阪市男女共同参画推進条例（抜粋）

（審議会）

- 第20条 第9条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、市長の諮問に応じて調査審議するため、審議会を置く。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。**
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。**
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。